

平成二十二年四月三十日受領
答弁第四一〇号

内閣衆質一七四第四一〇号

平成二十二年四月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省沖縄事務所職員が私費で写真展を主催したことの是非に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省沖縄事務所職員が私費で写真展を主催したことの是非に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの業者については、実績面で優れていると思われる業者二社による見積り合わせを行い、そのうち最も廉価な見積りを提出した一社との間で随意契約を行った。

お尋ねの審査員等については、本件写真展において秀逸な作品を提出した者を選考するため、沖縄の文化、歴史等に造詣^{けい}が深く、作品を評価する能力を有している者三名を、沖縄在住の写真家及び有識者の中から審査員として選定し、また、在沖縄米軍関係者による沖縄の伝統文化の理解を増進するために琉球舞踊の披露を行う目的で、沖縄在住の琉球舞踊の師範等の資格を有する者六名を、琉球舞踊の演者として選定したものである。

二及び三について

先の答弁書（平成二十二年四月六日内閣衆質一七四第三一九号）においては、「当該写真展は、外務省として公式に主催したのではなく、同省沖縄事務所のポケットマネー、つまり私費で行われているもの

であるとのことであるが、確認を求める」とのお尋ねであったため、御指摘の写真展は、外務省沖縄事務所が、外務省の予算から経費を支出して実施したものである旨をお答えしたものである。これに対し、先の答弁書（平成二十二年四月十六日内閣衆質一七四第三六一号）においては、記念品についてのお尋ねであったため、外務省沖縄事務所職員の一部が秀逸な作品を提出した者に対し、敬意及び感謝の念を表すために、私費で購入した記念品を贈呈した旨をお答えしたものである。

四について

先の答弁書（平成二十二年四月十六日内閣衆質一七四第三六一号）四、五、七及び八についてでお答えしたとおりである。